

■ こどもを日常的に預けたい

① 保育所・認定こども園・幼稚園 ひとり親優遇

【保育園】

保護者が働いている（働く予定を含みます）、または病弱である等の理由で乳幼児を保育できない家庭は、その児童を保育園へ入園させることができます。入園には条件がありますが、母子・父子家庭に対して優遇される場合があります。

保育料：3～5歳児は無償化、0～2歳児は保護者の収入に応じて決定

【認定こども園】

幼稚園と保育園の両方の役割を果たす施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず、教育・保育を一体的に行います。保育認定での入園には条件がありますが、母子・父子家庭に対して優遇される場合もあります。

受入年齢：教育認定⇒3～5歳児

保育認定⇒0～5歳児（一部の園では1～5歳児）

保 育 料：教育認定⇒無償化

保育認定⇒3～5歳児は無償化

0～2歳児は保護者の収入に応じて決定

【幼稚園】

幼児教育を義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして位置づけ、それぞれの園が地域と共に、特色ある幼児教育を行っています。

受入年齢：公立⇒4歳児・5歳児

私立⇒満3歳～5歳児

保 育 料：公立⇒無償化

私立⇒基本的には無償化ですが、園によって異なるためお問い合わせください。

②地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育）ひとり親優遇

0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です。

各保育施設によって対象年齢が異なります。

保育料：保護者の収入に応じて決定

■①②のお問合わせ

四日市市保育幼稚園課

TEL.059-354-8172

子育てガイドブック



③認可外保育所

県に届出をしている保育施設で、月極めや一時預かりなどでこどもを預かることができます。各施設によって対象年齢が異なります。

※0～2歳児の非課税世帯および3～5歳児のうち保育要件がある場合、無償化の対象となりますので、認定の申請を行ってください。

■お問合わせ

各施設へ直接ご連絡ください。

子育てガイドブック



④学童保育

保護者の就労等により、放課後、留守家庭となる児童の保育のため、各小学校区に設置されています。利用規約(利用時間・利用料金等)は、学童保育所により異なります。詳細や入所手続きについては、各学童保育所へ直接お問い合わせください。

■お問合わせ

各実施施設へ直接ご連絡ください。



■ ■ こどもを一時的に預けたい

① 休日保育

市内に居住し、保育施設（認可外保育所・幼稚園を除く）に在園していて、保護者のいずれも仕事等により休日に家庭での保育が困難な場合に利用できます（申込みは1カ月単位）。事前登録が必要です。

■ お問い合わせ

四日市市保育幼稚園課

TEL.059-354-8172

子育てガイドブック



② 一時保育

病気や用事がある時、精神的に子育てに疲れた時の親のリフレッシュとして一時的に利用できます（申込みは1カ月単位）。事前登録が必要です。

■ お問い合わせ

各実施保育施設に直接ご連絡ください。

子育てガイドブック



③ 第2子以降子育てレスパイトケア

第2子以降のこどもの出産後における保護者の心身の負担軽減を図るため、生まれた子の兄・姉を、産後12カ月までの間に市内の認可保育園及びこども園や市内の病児保育室に一時的に預けたときの、実費負担分を除く保育料や、家事支援サービスの利用料が2回まで無料になる「よっかいちニコニコ子育て応援券」を発行します。

■ お問い合わせ

四日市市こども未来課 子育て支援係

TEL.059-354-8069



④ファミリー・サポート・センター

子育てを助けてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員になって、相互の信頼と了解のもとに助け合う組織です。

会員登録(無料)が必要です。

※ひとり親家庭等を対象に利用料の1/2を補助。

■お問合わせ

四日市市ファミリー・サポート・センター

TEL.059-323-0023

四日市市こども未来課 子育て支援係

TEL.059-354-8069



ファミリー・サポート・センター



利用料補助制度

⑤子育て短期支援事業(ショートステイ) ひとり親優遇

家庭で一時的にこどもの養育が困難になった時に、養護施設等で宿泊を伴った一時預かり(7日以内)を行います。また、母子が緊急一時的に保護を必要とする場合等には、母子生活支援施設でショートステイをすることができます。いずれも施設の空き状況等により利用できない場合があります。

※所得に応じた負担金が必要です。ただし、市民税非課税世帯および生活保護受給世帯、ひとり親世帯の人は利用料が軽減されます。

■お問合わせ

四日市市こども家庭センター こども家庭係

TEL.059-354-8276



⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業 所得制限あり ひとり親限定

P.23③をご参照ください。

■お問合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

TEL.059-354-8298

社会福祉法人四日市厚生会 菜の花苑

TEL.059-345-0051

⑦病児保育室

病気療養中で、まだ保育園・小学校などの集団生活に不安があり、保護者の勤務等の都合により家庭においても保育できない児童を一時的にお預かりする施設です。

※病児保育室の空き状況の確認、利用登録や予約申し込みがスマートフォンやパソコンから24時間できます。

■お問合わせ 次の4カ所で実施しています。

カンガルーム

チェリーケア

TEL.059-351-4152

TEL.059-340-7015

ひばりルーム

シェールーム

TEL.059-338-3020

TEL.059-347-1188

四日市市こども未来課 子育て支援係

TEL.059-354-8069



病児保育室



テオテ

■ ■ こどもが過ごせる場所・こどもと過ごす場所

①子育て支援センター

主に乳幼児(0～3歳)と保護者が気軽に利用できる、交流や育児相談、子育て情報の提供の場です。医療機関型については、医療の特性を生かした支援(健康相談ほか)を行っています。

■お問合わせ

各実施支援センターへ直接ご連絡ください。

子育て支援
センター一覧



②あそび会(幼稚園)・あそぼう会(保育園・こども園)

各園において午前中の2時間ほど園を開放し未就園児の親子に遊び場を提供したり、子育ての相談に乗ったりしています。

原則予約なし。料金は無料です。

■お問合わせ

各実施園へ直接ご連絡ください。



③こども子育て交流プラザ

18歳未満のこどもと子育てに関心のある人なら誰でも使える、児童館機能と子育て支援機能を併せ持つ施設です。

※就学前の幼児については、保護者同伴をお願いします。

※利用については、施設ホームページをご確認ください。

■お問い合わせ

こども子育て交流プラザ(橋北交流会館4階)

TEL.059-330-5020



④おもちゃ図書館

障害のある子もない子も、おもちゃを通して仲よく遊ぶ『ふれあいコーナー』として利用できます。こどもだけでの利用はできませんので、必ず保護者同伴で利用してください。

■お問い合わせ

四日市市社会福祉協議会 地域福祉課

TEL.059-354-8144



⑤児童館

こどもに健全な遊びや体験活動を提供し、健やかな育成を図ることを目的とした、天候に左右されず親子で遊べる施設です。対象は18歳未満のこどもとその保護者です(就学前の幼児は保護者同伴をお願いします)。

■お問い合わせ

こどもの家 **TEL.059-351-3933**

北部児童館 **TEL.059-364-5444**

塩浜児童館 **TEL.059-346-7332**



⑥図書館・図書室

色々な施設で絵本や児童書を読んだり借りたりできます。

絵本の読み聞かせ会も行っています。

■お問い合わせ

四日市市立図書館 **TEL.059-352-5108**

あさけプラザ図書館 **TEL.059-363-0102**

楠交流会館図書室 **TEL.059-397-2277**



四日市市立
図書館



あさけプラザ
図書館



楠交流会館
図書室